## 意見書案第16号

## 尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年6月19日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹	間	幸	_
	IJ	市	古	映	美
	11	石	Ш	建	$\vec{-}$
	11	宮	原	春	夫
	II.	石	田	和	子
	IJ	斉	藤	隆	司
	11	佐	野	仁	昭
	II.	井	П	真	美
	IJ	勝	又	光	江
	"	大	庭	裕	子

雅 股 美 恵

## 尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書

日本の尖閣諸島の領有について、中国は「日清戦争に乗じた不当な領有」として、尖閣諸島を自国の領土と主張しているが、日本による尖閣諸島の領有は、日清戦争による侵略とは全く性格を異にする正当な行為であるとともに、国際法上の先占の法理に基づいた歴史的にも国際法上も明確な根拠があるものである。

しかしながら、このような国家間で意見の相違がある問題については、何より対話によって解決を図る外交的努力が重要であり、平成23年12月の日中首脳会談においても、東シナ海を「平和、協力、友好の海」にするための協力を推進することを確認しており、 尖閣諸島問題もこうした外交的努力を継続して解決を図るべきである。

また、この尖閣諸島領有問題をめぐっては、日本の国会議員や自治体首長などによる突出した政治的行動や言動が相次ぎ、中国側の同様な行動も報道されているが、こうした領土問題をめぐった緊張を高める行動や言動は、この問題の解決を遅らせるだけでなく、日中間の「戦略的互恵関係」の推進にも歯止めをかけ、さらには東アジアの平和と安定を損ないかねないものであり、慎まれるべきである。

よって、国におかれては、尖閣諸島領有問題の平和的解決に向けて、次の事項について 特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 尖閣諸島に対する日本の領有の歴史上及び国際法上の正当性を、国際社会及び中国政府に対して理を尽くして主張すること。
- 2 領土問題において事態をエスカレートさせ、緊張を高める対応を行うのではなく、 対話を最優先して平和的に解決するための対応を行うこと。また、中国に対しても同 様の対応を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣外務大臣